

「自転車の安全利用に関する条例制定にかかる懇談会」配布資料【抜粋】 条例骨子（案）

（条例理念）

【自転車の社会的位置づけ】

今日、自転車は、日常生活における最も身近な乗り物として、ますます多くの市民に利用され、都市内の移動において欠かすことのできない重要な存在。

【責務の高まり】

（自転車の社会的な重要な位置づけに伴い）自転車の円滑で安全な利用を促進し、人的物的な社会資本整備を行う行政の責務と、道路を利用する歩行者や自転車利用者、自動車運転者が、交通ルールやマナーなど社会的規範を守る責務の高まり。

【条例制定の意義】

市域のほとんどが平地であり、自転車利用が特に多く、かつ交通が輻輳する大都市・大阪市において、自転車は交通事故の危険性を有する車両であるとの共通認識と道路交通に参加する自覚を涵養し、安全で適正な自転車利用を社会全体で促進するために、行政や道路利用者等の責務を明らかにする条例を制定。

（目的）

自転車の安全な利用実現のため、市、市民等、自転車利用者、関係団体及び事業者の責務を明らかにする。
それにより、自転車の安全利用に関する意識の向上を図り、市民や事業者等との協働によって安全で便利に自転車を利用できる社会を実現する。

（条例に記載する責務の主体、および責務の例）

【市の責務】 市民等の安全利用の活動の支援、交通安全ルール遵守、定期点検・整備の必要性の理解促進、自転車盗難等の犯罪抑止、保険等への加入促進、人材の育成・活用、道路環境の整備など

【市民等の責務】 安全利用の理解など

【自転車利用者の責務】 法令の遵守、自転車保険への加入等、定期点検及び整備、施錠の徹底など

【学校長の責務】 幼児、児童又は生徒に対する教育、啓発及び指導など

【大学の長の責務】 学生に対する教育など

【保護者等の責務】 保護する児童・生徒に対し、教育及び指導など

【事業者の責務】 従業員に対する啓発と自転車の適正な管理など

【自転車小売事業者の責務】 安全講習会への参加促進、定期的な点検整備及び防犯対策への助言など

【駐輪事業者の責務】 自転車の安全利用の知識の普及など

【商店街等商業施設、集客施設の事業者の責務】 自転車の安全利用の知識の普及・啓発など